第一種フロン類充塡回収業者の登録の変更の手続きについて

第一種フロン類充塡回収業者は，下記の事項に変更が生じた場合には，変更の手続きが必要です。

①**氏名**又は**名称**及び**住所**並びに法人にあっては、その**代表者の氏名**

②**事業所の名称**及び**所在地**

③その業務に係る**第一種特定製品の種類**並びに冷媒として**充塡しようとするフロン類**及び**回収しようとするフロン類の種類**

④事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充塡及び第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

※フロン回収機器の買換などの場合,充塡又は回収するフロン類の種類等に変更がなければ、変更届の提出は必要ありません。

変更の手続きに必要な書類は下記のとおりです。

Ⅰ 必要な書類等

1 **第一種フロン類充塡回収業者変更届出書**[省令様式第 2]

２ 添付書類

(1) ①に係る変更の場合 **住民票の写しの原本**（個人）又は**履歴事項全部証明書**（法人）、

※発行日から３ヶ月以内のもの

(2) ③，④に係る変更の場合 回収設備を所有していることを証明する書類

〇所有している場合

購入契約書、納品書、販売証明書等の写し等

〇その他の場合

借用契約書の写し等

回収設備の種類と能力を説明する書類

取扱説明書、カタログ、仕様書等の写し

Ⅱ 届け出期間

変更が生じたときから 30 日以内